

## 宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付要項

### (目的)

第1条 この要項は、薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見の変貌を補完する補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 申請時に宇治市内に住所を有する者。
- (2) がんと診断され、第4条に基づく申請時において治療中又は過去に治療を受けたことがある者
- (3) がん治療に起因する脱毛又は乳房を切除したことに伴い令和6年4月1日以降に補整具を購入し、対象補整具の購入する日が属する年度内に申請した者。ただし、該当購入日が年度末日に近いこと、その他市長が特別に認めた場合はその限りではない。
- (4) 過去に本市又は他の自治体を実施する補整具購入にかかる同様の助成を受けていない者

### (助成対象要件)

第3条 助成金の対象となる要件（以下「助成対象要件」という。）、助成上限額及び助成率は、別表のとおりとし、前条に定める助成対象者1人につきそれぞれの区分ごとに1回を限度に助成する。

2 助成金対象経費は、前項に規定する補整具の購入費とし、付属品並びにケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）、購入のために要した交通費及び郵送費等は助成の対象外とする。

3 医療保険各法による医療に関する給付の対象となるもの並びに国又は地方公共団体が別に負担する対象となるものは助成の対象外とする。

4 助成金の額は、助成対象要件の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に助成率を乗じて得た額とし、上限2万円とする。

### (交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者（その者が未成年である場合にあつては、その法定代理人）（以下「申請者」という。）は、対象補整具の購入する日が属する年度内に、宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、該当購入日が年度末日に近いこと、その他市長が特別に認めた場合はその限りではない。

- (1) 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証（両面）、住民票の写しなど）、及び申請を委任する場合は受任者の本人確認書類
- (2) がん治療に関する説明書、治療方針計画書、診療明細書などの写し（抗がん剤治療や化

学療法に伴う脱毛、外科的治療等による乳房の切除又はそれらのおそれが見込まれることがわかる書類の写し)

(3) 領収書の原本(宛名、購入日、購入金額、購入品目や個数等の明細、金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの。乳房補整具は「補整下着」又は「人工乳房」の記載があるもの。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容の審査を行い、助成金の交付を決定したときは、宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、審査の結果、助成金を交付することが不適切と認めたときは、宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求及び支給)

第6条 申請者は、前条の規定による宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金交付決定通知書を受けたときは、宇治市がん患者アピアランスケア支援事業助成金請求書(別記様式第4号。以下「請求書」という。)に振込先金融機関のカナ名義及び口座番号が確認できるもの(通帳、キャッシュカードの写し)を添付し市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、これに基づき毎会計年度予算の範囲内において、速やかに助成金を支給するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、申請者が虚偽その他不正の行為により助成金の交付を受けたと認めたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(実施上の留意)

第8条 本事業の実施に当たっては、申請者のプライバシーの保護に十分に配慮すること。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 助成金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(関係機関との連携等)

第10条 市長は、助成金の支給を行うことのための調査又は過去に支給した助成金に係る調査のために特に必要と認めるときは、申請書や請求書で取得している同意の範囲内で、官公署その他関係機関に対し、必要な資料の提供を求め、又は事実の確認若しくは聴取を行うことができる。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条及び第3条関係)

| 区分    | 要件   | 助成率 | 助成上限額             |
|-------|--|-----|-------------------|
| ウィッグ等 | がん治療に伴う脱毛に対応するために、一時的に装着するウィッグ又は毛付き帽子  | 1/2 | 1区分につき<br>20,000円 |
| 乳房補整具 | 外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む）又は人工乳房（乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く）のいずれか<br>※人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1個に限る |     |                   |